

平成30年度財務省政策評価実施計画
及び政策評価の事前分析表

(案)

—抄—

平成30年3月
(平成30年8月一部改正)

財 務 省

平成30年度財務省政策評価実施計画(抄)

(案)

平成30年3月
(平成30年8月一部改正)
財 務 省

(はじめに) 平成30年度政策評価実施計画の一部改正について

総合目標 1、6、政策目標 1－1 につきましては、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、「経済再生と財政健全化に着実に取組み、2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す。」、「同時に債務残高対GDP対の安定的な引下げを目指すことを堅持する。」とされたことを受け、目標等の記載を一部変更しました。

平成30年8月
財 務 省

(はじめに) 平成30年度財務省政策評価実施計画について

財務省では、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)及び財務省の「政策評価に関する基本計画」に基づき、主要な政策分野全てを対象として実績評価方式(あらかじめ目標を設定しそれらに対する実績の評価を行う評価方式)により評価を行っており、毎年3月末までに実施計画を策定し、公表することとしています。また、実施計画の策定に当たっては、「財務省政策評価懇談会」を開催し、有識者の方々から御意見をいただいています。

平成30年度の実施計画では33の「政策の目標」(総合目標6、国税庁の目標を含む政策目標27)を設定しており、財務大臣財政演説や、「新しい経済政策パッケージ」、「未来投資戦略2017」等の昨年度の実施計画策定時以降に発出・決定された内閣の基本方針を踏まえて策定しています。

また、平成30年度より、一覧性の確保と読みやすさの向上を図るため、政策評価実施計画と事前分析表の記載事項を見直し、従前の政策評価実施計画に記載していた「目標の内容」や「目標達成のための取組」などの情報を事前分析表に集約しました。

政策評価に関する情報の公表を通じて、政策の透明性を確保することにより、国民の皆様に対する説明責任を果たし、信頼される行政を目指してまいります。

平成30年3月
財 務 省

1. 財務省の「政策の目標」の体系図（平成30年度版）

財務省の使命

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。

政策の目標

政策の基本目標（総合目標）

財政（総合目標 1）

我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出面において財政健全化に取り組む。

税制（総合目標 2）

財政健全化目標達成に向け、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、個人所得課税について所得再分配機能の回復や多様な働き方に対応した仕組み等を目指す観点からそのあり方を検討するなど、経済社会の構造変化を踏まええた税体系全般にわたる構造改革（オーバードール）を進める。

財務管理（総合目標 3）

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体等との連携を進め、国有財産の有効活用を進める。

通貨・金融システム（総合目標 4）

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定的な確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

世界経済（総合目標 5）

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれにに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

財政・経済運営（総合目標 6）

総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、大震災等からの復興の加速に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを旨とし、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

健全な財政の確保（政策目標 1）

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
- 1-2 必要な歳入の確保
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出・国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

適正かつ公平な課税の実現（政策目標 2）

- 2-1 経済の好循環を確保するための税制の着実な実施。我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に対応するための税制の検討並びに税制についての広報の充実
- 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
- 2-3 酒類業の健全な発展の促進
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理（政策目標 3）

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
- 3-2 財政投融资の対象とする必要な事業を実施するための確実な対応、デイスクリュージャーの推進及び機関に対するチャック機能の充実
- 3-3 庁舎及び信託を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効利用と情報提供の充実
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持（政策目標 4）

- 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

貿易の秩序維持と健全な発展（政策目標 5）

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえ、適切な関税率の設定・関税制度の改善等
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進（政策目標 6）

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
- 6-3 日本企業の海外展開支援の推進

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適正な運営の確保

各政策分野の目標（政策目標）

政策の目標ごとの測定指標等の設定状況及び関連する内閣の基本方針一覧表

「政策の目標」		テーマ 又は 施策	測定指標			関連する内閣の基本方針※			
			定量的 指標	定性的 指標	合 計	施政 方針 演説	財政 演説	骨太 方針	その他
総合目標	1	我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。	1	1	2	○	○	○	○
	2	財政健全化目標達成に向け、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、個人所得課税について所得再分配機能の回復や多様な働き方に対応した仕組み等を目指す観点からそのあり方を検討するなど、経済社会の構造変化を踏まえた税体系全般にわたる構造改革（オーバーホール）を進める。	1	0	1	○	○	○	○
	3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体等との連携を進め、国有財産の有効活用を進める。	4	0	4	—	○	○	○
	4	関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定的な確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。	2	0	2	—	—	—	○
	5	我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。	2	0	5	○	—	○	○
	6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、大震災等からの復興の加速に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。	1	0	2	○	○	○	○
小 計		11	1	15	16				
政策目標	1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	2	0	5	○	○	○	○
	1-2	必要な歳入の確保	1	0	1	○	○	—	○
	1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	4	0	4	—	—	—	○
	1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	2	3	0	3	—	—	—
	1-5	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	1	0	1	—	—	○	—
	1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	1	1	1	—	—	—	—
	2-1	経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実	2	3	1	4	○	○	○
	2-2	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収	34	33	26	59	—	—	—
2-3	酒類業の健全な発達の促進	7	2	6	8	—	—	—	
2-4	税理士業務の適正な運営の確保	3	2	2	4	—	—	—	

「政策の目標」		テーマ 又は 施策	測定指標			関連する内閣の基本方針※				
			定量的 指標	定性的 指標	合計	施政 方針 演説	財政 演説	骨太 方針	その他	
政策 目標	3-1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	5	4	6	10	—	○	—	—
	3-2	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実	4	2	5	7	—	○	○	○
	3-3	庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	6	6	16	22	—	—	○	○
	3-4	国庫金の効率的かつ正確な管理	3	3	0	3	—	—	—	—
	4-1	通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止	5	1	5	6	—	—	—	○
	4-2	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	2	0	4	4	—	—	—	○
	5-1	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	2	0	2	2	—	—	—	○
	5-2	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進	2	1	2	3	○	—	○	○
	5-3	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	5	12	3	15	—	—	○	○
	6-1	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	4	1	3	4	○	—	—	○
	6-2	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	4	1	6	7	—	—	○	○
	6-3	日本企業の海外展開支援の推進	1	0	2	2	—	—	○	○
	7-1	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	2	0	3	3	—	—	○	○
	8-1	地震再保険事業の健全な運営	3	1	2	3	—	—	—	—
	9-1	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	3	0	3	3	○	○	○	—
	10-1	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	2	0	2	2	—	—	—	—
11-1	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	2	3	4	7	—	—	—	—	
小 計		112	79	115	194					
合 計		123	80	130	210					

※ 施政方針演説：第196回国会（30年1月22日安倍総理大臣）

財政演説：第196回国会（30年1月22日麻生財務大臣）

骨太方針：「経済財政運営と改革の基本方針2018」（30年6月15日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（29年6月9日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（27年6月30日閣議決定）

その他：骨太方針以外の閣議決定等

注1： 「内閣の基本的な方針との関連」欄の○印は、当該「政策の目標」が明示的に取り上げられているもの。

注2： 政策目標2-2～4の測定指標の数は、平成29事務年度（平成29年7月～平成30年6月）の国税庁実績評価実施計画における測定指標の数を記載。

総合目標を構成するテーマ・政策目標に係る施策一覧表

(注) 総合目標を構成するテーマには「目標番号－その範囲内での枝番号」という2桁の番号からなる整理番号を付しています。

総合目標		
目 標	整理番号	総合目標を構成するテーマ
総合目標 1 (財政)	総 1-1	2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す
総合目標 2 (税制)	総 2-1	我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する
総合目標 3 (財務管理)	総 3-1	適切な国債管理政策を実施する
	総 3-2	財政投融资を適切に活用する
	総 3-3	国有財産の有効活用を推進する
	総 3-4	国庫金の適正な管理を行う
総合目標 4 (通貨・ 金融システム)	総 4-1	金融システムの安定を確保する
	総 4-2	通貨に対する信頼を維持する
総合目標 5 (世界経済)	総 5-1	世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む
	総 5-2	国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む
総合目標 6 (財政・経済運営)	総 6-1	経済政策「アベノミクス」を推進することで、経済の好循環をより確かなものとし、持続的な経済成長を実現するとともに、2025年度のプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

(注) 施策には「目標番号－その範囲内での枝番号」という3桁の番号からなる施策番号を付しています。

政策目標		
目 標	施策番号	施 策 名
政策目標 1		
政策目標 1-1	政 1-1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組
	政 1-1-2	財政に関する広報活動
政策目標 1-2	政 1-2-1	必要な歳入の確保等
政策目標 1-3	政 1-3-1	予算執行に関する情報開示の充実
	政 1-3-2	円滑かつ効率的な予算執行の確保
	政 1-3-3	予算執行調査の実施
	政 1-3-4	各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等
政策目標 1-4	政 1-4-1	予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告
	政 1-4-2	平成29年度歳入歳出決算の国会への早期提出
政策目標 1-5	政 1-5-1	地方の歳入面・歳出面の改革
政策目標 1-6	政 1-6-1	国の財務書類の作成・公表等

政策目標 2		
政策目標 2-1	政 2-1-1	経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討
	政 2-1-2	税制についての広報の充実
政策目標 3		
政策目標 3-1	政 3-1-1	市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・債務管理
	政 3-1-2	国債市場の流動性維持・向上
	政 3-1-3	保有者層の多様化
	政 3-1-4	市場との対話等
	政 3-1-5	国債に係る国民等の理解の向上のための取組
政策目標 3-2	政 3-2-1	社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融资計画の編成
	政 3-2-2	政策コスト分析等のディスクロージャーの推進
	政 3-2-3	財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実
	政 3-2-4	貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保
政策目標 3-3	政 3-3-1	庁舎の効率的な使用の推進
	政 3-3-2	宿舍の適正な管理の実施
	政 3-3-3	行政財産等の監査の実施
	政 3-3-4	未利用国有地等の有効活用の推進
	政 3-3-5	普通財産等（土地、政府保有株式等）の管理・処分の適正かつ迅速な事務処理
	政 3-3-6	国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への早期報告と情報提供の充実
政策目標 3-4	政 3-4-1	国庫金の効率的な管理
	政 3-4-2	国庫金の出納事務の正確性の確保
	政 3-4-3	国庫収支に関する情報提供
政策目標 4		
政策目標 4-1	政 4-1-1	通貨の円滑な供給
	政 4-1-2	偽造通貨対策の推進
	政 4-1-3	国家的な記念事業としての記念貨幣の発行
	政 4-1-4	貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理
	政 4-1-5	通貨への関心の向上
政策目標 4-2	政 4-2-1	金融システムの安定のために必要な制度の整備
	政 4-2-2	預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施
政策目標 5		
政策目標 5-1	政 5-1-1	生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施
	政 5-1-2	特殊関税制度の適正な運用

政策目標 5-2	政 5-2-1	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進
	政 5-2-2	税関分野における貿易円滑化の推進
政策目標 5-3	政 5-3-1	関税等の適正な賦課及び徴収
	政 5-3-2	社会悪物品等の密輸阻止
	政 5-3-3	税関手続における利用者利便の向上
	政 5-3-4	税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上
	政 5-3-5	税関行政に関する情報提供の充実
政策目標 6		
政策目標 6-1	政 6-1-1	外国為替市場の安定
	政 6-1-2	国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画
	政 6-1-3	アジアにおける地域金融協力の推進
	政 6-1-4	テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応
政策目標 6-2	政 6-2-1	ODA等の効率的・戦略的な活用
	政 6-2-2	有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等
	政 6-2-3	債務問題への取組
	政 6-2-4	開発途上国に対する知的支援
政策目標 6-3	政 6-3-1	円借款、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進
財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保		
政策目標 7-1	政 7-1-1	政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保
	政 7-1-2	政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保
政策目標 8-1	政 8-1-1	地震保険制度の安定的な運営
	政 8-1-2	地震保険の普及
	政 8-1-3	地震保険検査の実施
政策目標 9-1	政 9-1-1	被用者年金一元化後の年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応
	政 9-1-2	諸外国との社会保障協定への対応
	政 9-1-3	国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保
政策目標 10-1	政 10-1-1	経費予算の認可
	政 10-1-2	財務諸表の承認
政策目標 11-1	政 11-1-1	たばこ事業の適切な運営と管理・監督
	政 11-1-2	塩事業の適切な運営の確保

測定指標一覧表

(注) 測定指標には「テーマの整理番号(2桁)又は施策番号(3桁)－定量的なもの(A)か定性的なもの(B)かの符号－その範囲内での枝番号」という4桁又は5桁の番号からなる指標番号を付しています。

総合目標			
目標	指標の種類	指標番号	指標名
総合目標1 (財政)	(定量的)	総 1-1-A-1	財政健全化目標の達成に向けた取組
	(定性的)	総 1-1-B-1	社会保障・税一体改革の継続的な実施
総合目標2 (税制)	(定性的)	総 2-1-B-1	経済社会の構造変化を踏まえた税制改正の検討
総合目標3 (財務管理)	(定性的)	総 3-1-B-1	国債管理政策の適切な運営
		総 3-2-B-1	各年度の財政投融资計画の編成
		総 3-3-B-1	国有財産の有効活用に向けた各施策の取組状況
		総 3-4-B-1	国庫金の効率的かつ正確な管理
総合目標4 (通貨・ 金融システム)	(定性的)	総 4-1-B-1	金融システムの安定を確保するための取組
		総 4-2-B-1	通貨に対する信頼を維持するための取組
総合目標5 (世界経済)	(定性的)	総 5-1-B-1	世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への参画
		総 5-1-B-2	アジアにおける地域金融協力の推進
		総 5-1-B-3	「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」の推進
		総 5-1-B-4	日本企業の海外展開支援の推進
		総 5-2-B-1	国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組
総合目標6 (財政・経済運営)	(定性的)	総 6-1-B-1	「経済財政運営と改革の基本方針2018」における目標達成に向けた取組の進捗状況の把握・分析
		総 6-1-B-2	大震災等からの復興加速への取組

政策目標			
目標	指標の種類	指標番号	指標名
政策目標1 (健全な財政の確保)			
政策目標1-1	(定性的)	政 1-1-1-B-1	予算編成における重点的な配分と財政健全化目標の達成に向けた取組の実施
		政 1-1-1-B-2	予算執行調査等の予算編成等への適切な活用・反映
		政 1-1-1-B-3	予算編成における東日本大震災への適切な対応
		政 1-1-2-B-1	財政に関する広報活動の実施状況
		政 1-1-2-B-2	概算要求書等の財務省ウェブサイトからの閲覧可能化
政策目標1-2	(定性的)	政 1-2-1-B-1	必要な歳入の確保及び説明責任の向上

政策目標 1-3	(定性的)	政 1-3-1-B-1	定期的な予算執行に関する情報開示の確認
		政 1-3-2-B-1	円滑かつ効率的な予算執行の確保の取組
		政 1-3-3-B-1	予算執行調査の実施
		政 1-3-4-B-1	予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等の実施
政策目標 1-4	(定量的)	政 1-4-1-A-1	予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の定期的な公表状況
		政 1-4-2-A-1	歳入歳出決算の会計検査院への送付日
		政 1-4-2-A-2	歳入歳出決算の国会への提出日
政策目標 1-5	(定性的)	政 1-5-1-B-1	地方の歳入面・歳出面の改革
政策目標 1-6	(定量的)	政 1-6-1-A-1	国の財務書類（一般会計・特別会計）の公表日
	(定性的)	政 1-6-1-B-1	国民に対して分かりやすい国の財務書類関係資料の作成・公表
政策目標 2 (適正かつ公平な課税の実現)			
政策目標 2-1	(定量的)	政 2-1-2-A-1	税制メールマガジン登録者数
		政 2-1-2-A-2	財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価（内容のわかりやすさ）
		政 2-1-2-A-3	社会保障と税の一体改革に関する説明会の開催
	(定性的)	政 2-1-1-B-1	平成30年度税制改正の着実な実施と平成31年度税制改正の検討
政策目標 3 (国の資産・負債の適正な管理)			
政策目標 3-1	(定量的)	政 3-1-4-A-1	国債関係の懇談会等の開催状況
		政 3-1-4-A-2	入札の結果発表を当日所定の時刻に行った割合
		政 3-1-5-A-1	国債関係の定期的な公表資料の年間公表回数
		政 3-1-5-A-2	「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合
	(定性的)	政 3-1-1-B-1	市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行
		政 3-1-1-B-2	適切な債務管理
		政 3-1-2-B-1	国債市場の流動性維持・向上
		政 3-1-3-B-1	保有者層の多様化
		政 3-1-4-B-1	市場との対話等
		政 3-1-5-B-1	国債に係る国民等の理解の向上
		政策目標 3-2	(定量的)
政 3-2-3-A-1	実地監査結果		
政策目標 3-2	(定性的)	政 3-2-1-B-1	社会経済情勢等の変化を踏まえ、政策評価を活用した適切な審査に基づく財政投融资計画の編成
		政 3-2-1-B-2	産業投資を活用した長期リスクマネーの供給
		政 3-2-2-B-1	政策コスト分析の充実
		政 3-2-2-B-2	財政投融资計画編成に係る情報の公表
		政 3-2-4-B-1	貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保

政策目標 3-3		政 3-3-3-A-1	監査実施割合
		政 3-3-4-A-1	未利用国有地（財務省所管一般会計所属普通財産）の一般競争入札実施状況
		政 3-3-5-A-1	旧里道・旧水路等の売却事務処理状況
		政 3-3-5-A-2	国有財産に関する相談、照会の処理状況
		政 3-3-6-A-1	国有財産増減及び現在額総計算書等の会計検査院への送付日
		政 3-3-6-A-2	国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への報告日
	(定性的)	政 3-3-1-B-1	庁舎の入替調整等の実施状況
		政 3-3-2-B-1	宿舎の改修等工事の実施状況
		政 3-3-4-B-1	介護や保育などの人々の安心につながる分野での国有財産の有効活用
		政 3-3-4-B-2	災害応急対策等の備えなど防災に関する諸活動の推進への国有財産の有効活用
		政 3-3-4-B-3	地区計画活用型一般競争入札や二段階一般競争入札の活用
		政 3-3-4-B-4	交換制度の活用及び瑕疵等明示売却の実施
		政 3-3-4-B-5	暫定活用の推進
		政 3-3-4-B-6	売却及び貸付にかかる公正、透明な処理及び暴力団排除の徹底
		政 3-3-5-B-1	処分等価格の見積り合せの実施及び契約金額の情報開示の徹底
		政 3-3-5-B-2	貸付中財産の積極的な買受勧奨の実施
		政 3-3-5-B-3	貸付中財産の東日本大震災等にかかる適切な対応の実施
		政 3-3-5-B-4	国有財産の管理処分事務等の外部委託
		政 3-3-5-B-5	政府が保有する特殊会社等の株式の管理・処分
		政 3-3-5-B-6	物納株式等の管理・処分
		政 3-3-6-B-1	ウェブサイトにおける情報内容の充実、利便性の向上
政 3-3-6-B-2	未利用国有地の売却情報等の公開・情報発信		
政策目標 3-4	(定量的)	政 3-4-1-A-1	資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合
		政 3-4-2-A-1	一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合結果
		政 3-4-3-A-1	国庫収支に関する定期的な公表資料の公表の状況
政策目標 4 (通貨及び信用秩序に対する信頼の維持)			
政策目標 4-1	(定量的)	政 4-1-4-A-1	地金の売払い計画及び実績
	(定性的)	政 4-1-1-B-1	通貨を円滑に供給するための製造計画の策定等の適切な実行
		政 4-1-1-B-2	製造貨幣大試験の適切な実施
		政 4-1-2-B-1	偽造通貨対策の適切な推進
		政 4-1-3-B-1	記念貨幣の適切な発行
		政 4-1-5-B-1	通貨に関する適切な情報の発信と質問への対応

政策目標 4-2	(定性的)	政 4-2-1-B-1	金融システムの安定のために必要な制度の整備
		政 4-2-2-B-1	預金保険機構等の適切な監督
		政 4-2-2-B-2	株式会社地域経済活性化支援機構の適切な監督
		政 4-2-2-B-3	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督
政策目標 5 (貿易の秩序維持と健全な発展)			
政策目標 5-1	(定性的)	政 5-1-1-B-1	適切な関税改正の実施
		政 5-1-2-B-1	特殊関税制度の適正な運用
政策目標 5-2	(定量的)	政 5-2-2-A-1	税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数
	(定性的)	政 5-2-1-B-1	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進
		政 5-2-2-B-1	税関分野における貿易円滑化の推進
政策目標 5-3	(定量的)	政 5-3-1-A-1	事前教示制度の運用状況 (一定期間以内で回答した割合等)
		政 5-3-2-A-1	不正薬物の水際押収量の割合
		政 5-3-2-A-2	出港前報告情報による検査の割合
		政 5-3-3-A-1	AEO事業者新規承認数
		政 5-3-3-A-2	輸出入通関における利用者満足度
		政 5-3-4-A-1	NACCSの利用状況 (システム処理率)
		政 5-3-5-A-1	税関ホームページへのアクセス状況
		政 5-3-5-A-2	講演会及び税関見学における満足度
		政 5-3-5-A-3	輸出入通関制度の認知度
		政 5-3-5-A-4	密輸取締り活動に関する認知度
		政 5-3-5-A-5	税関相談官制度の運用状況 (税関相談についての利用者満足度)
		政 5-3-5-A-6	カスタムスアンサー利用件数
	(定性的)	政 5-3-1-B-1	輸入 (納税) 申告の適正性の確保
		政 5-3-2-B-1	密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施
		政 5-3-4-B-1	NACCSセンターの監督

政策目標 6 (国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進)			
政策目標 6-1	(定量的)	政 6-1-1-A-1	外国為替市場の安定に向けた取組、外貨準備の運用状況、国際金融市場動向にかかる正確かつ適時な情報の提供
	(定性的)	政 6-1-2-B-1	国際金融システムの安定に向けた国際的な協力への参画
		政 6-1-3-B-1	アジアにおける地域金融協力への取組
		政 6-1-4-B-1	国連安保理決議及び国際協調等に基づく制裁措置の実施等
政策目標 6-2	(定量的)	政 6-2-4-A-1	知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度
	(定性的)	政 6-2-1-B-1	ODAの効率的・戦略的な活用
		政 6-2-1-B-2	その他の政府資金(OOF: Other Official Flows)の効率的・戦略的な活用
		政 6-2-2-B-1	国際開発金融機関(MDBs)等を通じた支援への参画
		政 6-2-2-B-2	UHC実現に向けた議論への参画
		政 6-2-2-B-3	地球環境保全に向けた議論への参画
政 6-2-3-B-1	債務に関する諸問題についての議論への参画		
政策目標 6-3	(定性的)	政 6-3-1-B-1	円借款を通じた支援の取組
		政 6-3-1-B-2	国際協力銀行(JBIC)を通じた支援の取組
財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保			
政策目標 7-1	(定性的)	政 7-1-1-B-1	中小企業・小規模事業者への金融支援等を通じた資金繰りの円滑化
		政 7-1-1-B-2	地域経済の活性化や企業の競争力強化等に貢献する成長資金の供給の強化
		政 7-1-2-B-1	政府関係金融機関等に対する検査の的確な実施
政策目標 8-1	(定量的)	政 8-1-3-A-1	地震保険検査先数の推移
	(定性的)	政 8-1-1-B-1	安定的な地震保険制度の実現
		政 8-1-2-B-1	地震保険の普及促進に向けた取組
政策目標 9-1	(定性的)	政 9-1-1-B-1	被用者年金一元化後の年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応
		政 9-1-2-B-1	諸外国との社会保障協定への対応
		政 9-1-3-B-1	国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保
政策目標 10-1	(定性的)	政 10-1-1-B-1	経費予算の効率性の確保
		政 10-1-2-B-1	財務諸表の適正性の確保
政策目標 11-1	(定量的)	政 11-1-1-A-1	製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率
		政 11-1-2-A-1	塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率
		政 11-1-2-A-2	塩需給見通し及び塩需給実績の定期的な公表状況
	(定性的)	政 11-1-1-B-1	たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等に係る国内措置に関する取組
		政 11-1-1-B-2	未成年者喫煙防止に対する取組
		政 11-1-1-B-3	たばこ事業者からの申請に対する許認可等の処理
		政 11-1-2-B-1	塩事業センターの監督、塩事業者からの登録等に対する処理

平成30年度政策評価の事前分析表(抄)

(案)

平成30年3月
(平成30年8月一部改正)

財 務 省

平成30年度政策評価の事前分析表の一部改正について

総合目標 1、6、政策目標 1－1、1－5 につきましては、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、「経済再生と財政健全化に着実に取組み、2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す。」、「同時に債務残高対GDP対の安定的な引下げを目指すことを堅持する。」とされたことを受け、目標等の記載を一部変更しました。また、2021年度に中間指標「財政収支赤字の対GDP比3%以下とする。」が設定されたことから、総合目標 1（財政）のテーマの参考指標を追加しました。

政策目標 3－3 につきましては、森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査の結果を踏まえ、目標等の記載を一部変更しました。

平成30年8月
財 務 省

平成30年度政策評価の事前分析表について

財務省では、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」といいます。）及び財務省の「政策評価に関する基本計画」に基づき、主要な政策分野の全てについて、あらかじめ目標を設定し、政策評価を行っています。政策評価法では政策評価を実施する場合に実施計画を定めることとされていることから、財務省では、評価対象年度の開始までに実施計画を策定しています。これと併せて、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」といいます。）に基づき、評価対象となる政策の目標ごとに毎年、事前分析表を作成し、公表します。

ガイドラインに基づく目標管理型の政策評価においては、目標を適切に設定することが重要であり、要するコストとともに、目的、目標（指標）、それらの達成手段、各手段がいかに目標等の実現に寄与するか等に係る事前の想定を分かりやすく重要な情報に焦点を絞った形であらかじめ整理、公表し、事後に実績を踏まえて検証していくことは、各行政機関の政策体系の一層の明確化、外部検証の促進、各行政機関の長等によるマネジメントの強化等に有効とされています。

これらの趣旨を踏まえ、平成30年度政策評価の事前分析表は、総合目標（6目標）及び政策目標（24目標。国税庁に係る政策目標（3目標）を除いています。）の30の「政策の目標」について、作成しています。

また、平成30年度より、一覧性の確保と読みやすさの向上を図るため、実施計画と事前分析表の記載事項を見直し、従前の実施計画に記載されていた「目標の内容」や「目標の達成のための取組」などの情報を事前分析表に集約しました。

政策評価に関する情報の公表を通じて、政策の透明性を確保することにより、国民の皆様に対する説明責任を果たし、信頼される行政を目指してまいります。

平成30年3月
財 務 省

- 総合目標 1：我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況に
 (財政) あることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、2025 年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

総合目標の内容及び 目標設定の考え方

我が国の財政状況は、国・地方の長期債務残高が平成 30 年度末には 1,107 兆円（対 GDP 比 196%）に達すると見込まれるなど、極めて厳しい状況にあります。また、少子高齢化の進展により、国民の安心を支える社会保障制度の基盤が不安定なものとなりかねない状況に直面しております。団塊世代が 75 歳に入り始めるまでに、社会保障制度の基盤強化を進め、全ての団塊世代が 75 歳以上になるまでに、財政健全化の道筋を確かなものとする必要があります。

こうした観点から、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」を踏まえ、上記の目標を設定します。

上記の「総合目標」を構成するテーマ

総1-1: 2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指す

関連する内閣の基本方針

- 「第 196 回国会 総理大臣施政方針演説」（平成 30 年 1 月 22 日）
- 「第 196 回国会 財務大臣財政演説」（平成 30 年 1 月 22 日）
- 「平成 30 年度予算編成の基本方針」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）
- 「平成 30 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成 30 年 1 月 22 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）
- 「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）

テーマ

総1-1: 2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指す

取組内容

上記「総合目標の内容及び目標設定の考え方」記載のとおり。

定量的な測定指標

[主要] 総1-1-A-1: 財政健全化目標の達成に向けた取組	目標値	2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指す
	実績値	

(目標値の設定の根拠)

「経済財政運営と改革の基本方針2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」において、「2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（用語集参照）黒字化を目指す」、「同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する」とあるためです。

(参考)

国・地方のプライマリーバランス赤字の対GDP比 (実額)		国・地方の長期債務残高の対GDP比	
2018 (平成 30) 年度 (見込み)	▲2.9% (▲16.4 兆円)	2018 (平成 30) 年度末 (見込み)	196%
2017 (平成 29) 年度 (見込み)	▲3.4% (▲18.5 兆円)	2017 (平成 29) 年度末 (見込み)	198%
2016 (平成 28) 年度	▲3.0% (▲16.0 兆円)	2016 (平成 28) 年度末	196%
2015 (平成 27) 年度	▲2.9% (▲15.3 兆円)	2015 (平成 27) 年度末	193%
2014 (平成 26) 年度	▲3.8% (▲19.6 兆円)	2014 (平成 26) 年度末	193%
2013 (平成 25) 年度	▲5.3% (▲26.8 兆円)	2013 (平成 25) 年度末	192%
2012 (平成 24) 年度	▲5.5% (▲27.0 兆円)	2012 (平成 24) 年度末	188%
2011 (平成 23) 年度	▲6.4% (▲31.7 兆円)	2011 (平成 23) 年度末	181%
2010 (平成 22) 年度	▲6.3% (▲31.5 兆円)	2010 (平成 22) 年度末	173%

(注) 「国・地方のプライマリーバランス赤字の対GDP比」及び「国・地方の長期債務残高の対GDP比」については、2008SNAへの対応等に伴い、遡及して再計算されたものである。

定性的な測定指標

[主要] 総 1-1-B-1: 社会保障・税一体改革の継続的な実施

(指標の内容)

引き続き、社会保障・税一体改革（用語集参照）を継続的に実施します。

(指標の設定の根拠)

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（平成 24 年法律第 68 号）や「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 112 号）等の内容を確実に実施していくためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」
- 参考指標 2 「一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額」
- 参考指標 3 「公債発行額・公債依存度の推移」
- 参考指標 4 「公債残高の推移」
- 参考指標 5 「国及び地方の基礎的財政収支の推移」
- 参考指標 6 「一般会計の基礎的財政収支の推移」
- 参考指標 7 「国及び地方の財政収支の推移」
- 参考指標 8 「国民負担率の状況」

担当部局名

主計局（調査課、総務課）、大臣官房総合政策課、主税局（総務課、調査課）

政策評価実施予定時期

平成31年6月

- 総合目標 6：総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、大震災等からの復興の加速に取り組むとともに、
(財政・経 デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現するこ
済運営) とを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

総合目標の内容及び 目標設定の考え方

これまでのアベノミクスの取組による雇用・所得環境の大幅な改善を背景に、経済の好循環は着実に回り始めています。このような経済の好循環をより確かなものとし、持続的な経済成長を実現するためにも、「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪として、少子高齢化という最大の長期的課題に立ち向かいます。

我が国の財政状況は、国・地方の長期債務残高が平成30年度末には1,107兆円(対GDP比196%)に達すると見込まれるなど、極めて厳しい状況にあります。また、少子高齢化の進展により、国民の安心を支える社会保障制度の基盤が不安定なものとなりかねない状況に直面しております。団塊世代が75歳に入り始めるまでに、社会保障制度の基盤強化を進め、全ての団塊世代が75歳以上になるまでに、財政健全化の道筋を確かなものとする必要があります。

こうした観点から、社会保障・税一体改革を継続するとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス(用語集参照)黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組みます。

さらに、東日本大震災や熊本地震からの復興の加速に全力で取り組みます。

加えて、マクロ経済政策の一翼を担う金融政策についても、政府の財政・経済政策と一体的・整合的に運営されるよう、金融政策を所管する日本銀行と議論を重ねます。この観点から、平成25年1月に取りまとめた「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について(共同声明)」にのっとり、政府及び日本銀行は、政策連携を強化し、デフレ脱却と持続的な経済成長の実現に向け、一体となって取り組んでいきます。

上記の「総合目標」を構成するテーマ

総 6-1：経済政策「アベノミクス」を推進することで、経済の好循環をより確かなものとし、持続的な経済成長を実現するとともに、2025年度のプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

関連する内閣の基本方針

- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)
- 「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)
- 「第196回国会 総理大臣施政方針演説」(平成30年1月22日)
- 「第196回国会 財務大臣財政演説」(平成30年1月22日)
- 「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成30年1月22日閣議決定)
- 「平成30年度予算編成の基本方針」(平成29年12月8日閣議決定)
- 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)

テーマ	<p>総 6-1: 経済政策「アベノミクス」を推進することで、経済の好循環をより確かなものとし、持続的な経済成長を実現するとともに、2025 年度のプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指す。</p>		
取組内容	<p>上記「総合目標の内容及び目標設定の考え方」記載のとおり。</p>		
定性的な測定指標			
<p>[主要] 総6-1-B-1: 「経済財政運営と改革の基本方針2018」における目標達成に向けた取組の進捗状況の把握・分析</p>			
<p>(指標の内容) 「経済財政運営と改革の基本方針2018」における目標達成に向けた取組の進捗状況を把握・分析します。</p>			
<p>(指標の設定の根拠) 「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、引き続き、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を加速・拡大することが重要であるからです。</p>			
<p>[主要] 総6-1-B-2: 大震災等からの復興加速への取組</p>			
<p>(指標の内容) 東日本大震災や熊本地震からの復興の加速に全力で取り組みます。</p>			
<p>(指標の設定の根拠) 引き続き大震災等からの復興の加速に取り組むことが重要であるからです。</p>			
今回廃止した測定指標とその理由			
<p>該当なし</p>			
参考指標	<p>○参考指標 1 「主要経済指標（実質成長率等）」 (http://www5.cao.go.jp/keizai1/mitoshi/2016/1220mitoshi.pdf) (出所) 平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成30年1月22日閣議決定）</p>		
担当部局名	大臣官房総合政策課、主計局（総務課、調査課）、主税局（総務課、調査課）	政策評価実施予定時期	平成31年6月

○ 政策目標 1 - 1 : 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国家は、多岐にわたる分野で多くの活動を行っており、これらの活動に必要な資金を租税や公債などの手段により調達し、必要な分野に資金を供給しています。

経済財政状況を踏まえつつ、選択と集中の考え方により、一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものとする必要があります。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-1-1: 重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組

政1-1-2: 財政に関する広報活動

関連する内閣の基本方針

- 「第196回国会 総理大臣施政方針演説」(平成30年1月22日)
- 「第196回国会 財務大臣財政演説」(平成30年1月22日)
- 「平成30年度予算編成の基本方針」(平成29年12月8日閣議決定)
- 「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成30年1月22日閣議決定)
- 「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」(平成27年6月30日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)
- 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)

施策

政1-1-1: 重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組

取組内容

一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものとします。

引き続き、予算執行調査、政策評価、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算編成等への適切な活用・反映に努めます。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(以下「骨太の方針2018」といいます。)に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」においては、財政健全化目標として、①2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス(用語集参照)黒字化を目指す、②同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する、ことが掲げられています。この目標達成に向けて、2019年度から2021年度の3年間について、社会保障関係費については、高齢化による増加分に相当する伸びにおさめる、非社会保障関係費については、これまでの歳出改革の取組を継続するといった歳出改革の取組方針が示されており、この方針を踏まえ、財政健全化に向けた取組を進めていきます。

上記に加えて、復興事業については、「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」を踏まえ、被災地の復興に真に必要な事業をしっかりと実施できるよう取り組んでいきます。

定性的な測定指標

[主要] 政1-1-1-B-1: 予算編成における重点的な配分と財政健全化目標の達成に向けた取組の実施

(平成30年度目標)

一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものにします。また、「骨太の方針2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」においては、財政健全化目標として、①2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指す、②同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する、ことが掲げられています。この目標達成に向けて、2019年度から2021年度の3年間について、社会保障関係費については、高齢化による増加分に相当する伸びにおさめる、非社会保障関係費については、これまでの歳出改革の取組を継続するといった歳出改革の取組方針が示されており、この方針を踏まえ、財政健全化に向けた取組を進めていきます。

(目標の設定の根拠)

予算を必要性の高い分野に重点的に配分することで、財政の効率化・質的改善を推進する必要があるためです。

政1-1-1-B-2: 予算執行調査等の予算編成等への適切な活用・反映

(平成30年度目標)

予算執行調査、政策評価、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などを予算編成等へ適切に活用・反映します。

(目標の設定の根拠)

財政資金の効率的・効果的な活用のため、予算の「プラン（予算編成）」・「ドゥー（予算の執行）」・「チェック（評価・検証）」・「アクション（予算への反映）」のサイクルにおける「チェック」・「アクション」機能を強化し、予算への的確にフィードバックするためです。

政1-1-1-B-3: 予算編成における東日本大震災への適切な対応

(平成30年度目標)

復興事業については、「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」を踏まえ、被災地の復興に真に必要な事業をしっかりと実施できるよう取り組んでいきます。

(目標の設定の根拠)

東日本大震災からの復興を迅速に進めるとともに、復興財源に対する被災地の不安を払拭するためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額」【再掲（総1-1：参考指標 2）】
- 参考指標 2 「一般会計歳出の構成」
(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2017/seifuan29/01.pdf)
- 参考指標 3 「一般会計歳出概算所管別内訳」
(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2016/seifuan28/03.pdf)

	<p>○参考指標 4 「一般会計歳出の構成比と推移（歳出構造の変化）」 (https://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/related_data/kanryaku201602.pdf)</p> <p>○参考指標 5 「各予算のポイント」 (https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2017/seifuan29/index.htm)</p> <p>○参考指標 6 「補助金等の内訳（交付先別、主要経費別）」</p> <p>○参考指標 7 「補助金等の整理合理化状況」</p>
施策	政1-1-2:財政に関する広報活動
取組内容	<p>財政に関し、国民に対する説明責任を果たすとともに、国民に理解を深めてもらう観点から、積極的に広報に取り組みます。具体的には、パンフレットの作成・配布、ウェブサイトを通じた情報提供、説明会等の広報活動を行います。</p> <p>また、財政に関する迅速かつ正確な情報提供を行うため、以下の取組を行います。</p> <p>A 各府省のウェブサイトにおいて公開される概算要求書及び政策評価調書を、各府省の協力の下、財務省ウェブサイトから可能な限り速やかに閲覧できるようにします。</p> <p>B 決定した予算の内容や執行状況について、広く国民全般に分かりやすい情報開示の方法を工夫し、一般会計と特別会計、当初予算と補正予算を含めた予算の全体像についても、より分かりやすく国民への情報発信を行うよう努めます。</p>
定性的な測定指標	
	[主要] 政1-1-2-B-1:財政に関する広報活動の実施状況
	(平成30年度目標) 積極的にパンフレットの作成・配布、ウェブサイトを通じた情報提供、説明会等の広報活動を実施します。
	(目標の設定の根拠) 財政に関し、国民に対する説明責任を果たすとともに、国民に理解を深めてもらうためです。
	政1-1-2-B-2:概算要求書等の財務省ウェブサイトからの閲覧可能化
	(平成30年度目標) 各府省のウェブサイトで公開される概算要求書及び政策評価調書を、財務省ウェブサイトから可能な限り速やかに閲覧できるようにします。
	(目標の設定の根拠) 財政に関する迅速かつ正確な情報提供を行うためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「財務省ウェブサイトの予算・決算に関するページへのアクセス件数」

政策目標に係る予算額	平成27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
(項) 財政健全化推進費	2,460,972 千円	2,390,482 千円	3,193,149 千円	4,099,780 千円	
(事項) 財政の効率化・質的改善の推進に必要な経費	2,460,972 千円	2,390,482 千円	3,193,149 千円	4,099,780 千円	
内 予算編成支援システム	2,323,956 千円	2,254,959 千円	3,056,145 千円	3,962,183 千円	0001
内 財政に関する説明資料の拡充	4,860 千円	5,022 千円	4,520 千円	3,996 千円	行政事業レビューの対象外

(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 1 - 1 に係る予算額を記載しています。

担当部局名	主計局（総務課、司計課、調査課、主計官、主計企画官）	政策評価実施予定時期	平成31年6月
--------------	----------------------------	-------------------	---------

○ 政策目標 1 - 5: 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

平成30年度の地方の財政状況については、国税・地方税の税収の増加により財源不足は前年度に比べ縮小する見込みであるものの、引き続き厳しい状況にあります。

地方財政に関する事務については、地方財政計画の策定、地方税制度及び地方債等を所管する総務省との調整が重要となります。

このような状況において、国の財務を総括する観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行します。

また、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標を実現するため、財務省としても適切に対応していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-5-1:地方の歳入面・歳出面の改革

関連する内閣の基本方針

○「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)

施策 政1-5-1:地方の歳入面・歳出面の改革

取組内容

国の財務を総括する観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行するため、財政資金の効率的配分を図る観点から、引き続き必要な取組を検討するなど、地方の歳入面・歳出面における改革を進めていきます。

定性的な測定指標

【主要】 政1-5-1-B-1:地方の歳入面・歳出面の改革

(平成30年度目標)

国の財務を総括する観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行するため、財政資金の効率的配分を図る観点から、引き続き必要な取組を検討するなど、地方の歳入面・歳出面における改革を進めていきます。

(目標の設定の根拠)

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)に、「一般歳出のうち非社会保障関係費については、経済・物価動向等を踏まえつつ、安倍内閣のこれまでの歳出改革の取組を継続する。」、「国・地方で基調を合わせた歳出改革や効率化に取り組む。」と定められているためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「地方財政計画」
(<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei.html>)
- 参考指標 2 「地方向け補助金等の全体像」
(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2018/seifuan30/index.htm)

○参考指標 3 「地方の一般財源総額について」 (http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei.html)
--

政策目標に係る予算額	平成27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
上記の政策目標に関連する予算額はありません。					

担当部局名	主計局（主計官、主計企画官）、主税局（総務課）、理財局（計画官）	政策評価実施予定時期	平成31年6月
-------	----------------------------------	------------	---------

○ 政策目標 3 - 3 : 庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国民共有の貴重な財産である国有財産（用語集参照）については、地方公共団体等と連携を図り、地域や社会のニーズに対応した有効活用を図っていくとともに適正な管理・処分を行うこととし、具体的には以下のとおり取り組みます。

(1) 国有財産の適正な管理・処分及び有効活用の推進

庁舎については、既存庁舎の効率的な使用を推進するとともに、老朽化等により建替えを要する場合は利用者利便向上に十分配慮しつつ、移転・集約化等を推進します。また、国公有財産の最適利用の観点から地方公共団体と連携した効率的な整備にも取り組みます。

宿舎については、既存ストックの有効活用を図る観点から、長寿命化等によるトータルコストの軽減を図ることとし、個々の宿舎の状況に基づいて、計画的に改修等を行うことにより、適正な管理を実施します。

国有財産の有効活用を促進するため、PRE戦略（用語集参照）に示されているとおり、国有財産監査については、毎年度監査計画を策定し、監査の充実・強化を進めていきます。

未利用国有地（用語集参照）については、売却するだけでなく、個々の財産の特性や実情を把握した上で、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」、「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえた介護や保育などの社会福祉分野における国有地の更なる活用も含め、地域や社会のニーズに対応した国有地の有効活用に取り組んでいきます。

学校法人森友学園に対する国有地の売却事案について、国会での指摘や会計検査院の検査結果を踏まえ、今後、国有財産の管理処分手続きを明確化するとともに、外部有識者によるチェックなど売却価格の客観性を確保します。また、決裁文書の改ざんや応接録の廃棄等は重大な問題であり、二度とこうした事態が起こらないよう、改正された行政文書の管理に関するガイドラインや森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査の結果を踏まえて、公文書管理の徹底、電子決裁への移行加速化等や、コンプライアンス、内部統制の総合的な態勢整備など、再発防止に向けた取組を進めます。

(2) 国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への早期報告と情報提供の充実

国有財産増減及び現在額総計算書等について、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成し、国会への早期報告に努めます。

また、積極的な情報の公開・発信とともに、情報提供の内容の充実や財務省ウェブサイト等の利便性向上に、引き続き取り組みます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政3-3-1 : 庁舎の効率的な使用の推進

政3-3-2 : 宿舎の適正な管理の実施

政3-3-3 : 行政財産等の監査の実施

政3-3-4 : 未利用国有地等の有効活用の推進

政3-3-5 : 普通財産等（土地、政府保有株式等）の管理・処分の適正かつ迅速な事務処理

政3-3-6：国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への早期報告と情報提供の充実

関連する内閣の基本方針

- 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成27年11月26日一億総活躍国民会議取りまとめ）
- 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）
- 「防災基本計画」（平成29年4月11日中央防災会議決定）
- 「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）
- 「経済・財政再生計画 改革工程表 2017改訂版」（平成29年12月21日経済財政諮問会議決定）
- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）」（平成29年12月22日閣議決定）

施策 政3-3-1：庁舎の効率的な使用の推進

取組内容

現下の厳しい財政事情を踏まえ、庁舎の有効活用を推進します。また、国公有財産の最適利用の観点から、地方公共団体と連携した効率的な整備にも取り組みます。

具体的には、行政組織の見直しによって生じる既存庁舎の過不足等を解消し、借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出を図るため、監査の結果等を有効に活用した上で省庁横断的な入替調整等を積極的に行うことにより、既存庁舎の効率的な使用を推進します。また、老朽化等により継続して使用することが困難な庁舎については、利用者利便向上に十分配慮しつつ、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づく特定国有財産整備計画（用語集参照）の活用も含めた移転・集約化等を推進するとともに、建替えと民間借受けのコスト比較を行い、最も効率的な調達方法を選択します。更に、庁舎整備にあたっては、地方公共団体との合築などにも取り組みます。

定性的な測定指標

[主要] 政3-3-1-B-1：庁舎の入替調整等の実施状況

(平成30年度目標)

庁舎については、行政組織の見直しによって生じる既存庁舎の過不足を解消し、借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出を図るため、監査の結果等を有効に活用した上で省庁横断的な入替調整等を積極的に行うことにより、引き続き、既存庁舎の効率的な使用を推進します。

(目標の設定の根拠)

現下の厳しい財政事情を踏まえ、庁舎の効率的な活用を推進する必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「既存庁舎等の入替調整等実績の推移」
- 参考指標 2 「庁舎等使用調整計画による借受費用縮減及び売却可能財産の創出実績の推移」

施策	政3-3-2：宿舎の適正な管理の実施
取組内容	<p>宿舎については、真に公務のために必要な戸数まで削減したところであり、今後も現下の厳しい財政事情も踏まえつつ、国家公務員宿舎の適正な管理を実施します。</p> <p>具体的には、既存ストックの有効活用を図る観点から、長寿命化等によるトータルコストの軽減を図ることとし、個々の宿舎の状況に基づいて、計画的に改修等を行うことにより、適正な管理を実施します。</p>
定性的な測定指標	
[主要] 政 3-3-2-B-1：宿舎の改修等工事の実施状況[新]	
(平成30年度目標)	
(目標の設定の根拠)	
<p>宿舎については、既存ストックの有効活用を図る観点から、長寿命化等によるトータルコストの軽減を図ることとし、個々の宿舎の状況に基づいて、引き続き、計画的に改修等を行います。</p> <p>現下の厳しい財政事情を踏まえ、個々の宿舎の状況に基づき、適正に管理を実施する必要があるためです。</p>	
今回廃止した測定指標とその理由	
<p>○(旧) 測定指標政3-3-3-A-1「宿舎戸数の推移」</p> <p>(理由)</p> <p>「国家公務員宿舎の削減計画」(平成23年12月1日公表)等に基づき、約16.3万戸まで宿舎戸数の削減を達成しました。今後は約16.3万戸を上限として、国家公務員宿舎の適正な管理を実施することから、当該測定を参考指標としました。</p>	
参考指標	○参考指標 1「宿舎戸数の推移」
施策	政3-3-3：行政財産等の監査の実施
取組内容	<p>国有財産の有効活用を促進するため、平成23年度以降、国有財産の監査の充実・強化を図ることとし、主に以下の事項を中心に従来の書面を中心とした監査から現地における深度ある監査を進めています。</p> <p>A 各省各庁が所管する庁舎等及び宿舎の公用財産を対象に、組織の改編・統廃合等に伴って生じる土地及び建物の非効率的な利用に対し、未利用国有地の洗い出し及び空きスペースの創出など有効活用を促進する観点から監査を実施しています。</p> <p>B 市街地に所在する道路、河川等の公共用財産及び当該公共用財産を管理する事務所等を対象に、その目的に応じた機能の発揮の実態を把握し、未利用国有地の洗い出し及び空きスペースの創出の観点から一体的な監査を実施しています。</p> <p>引き続き、こうした方針に基づき、現地における深度ある監査を監査計画に対して100%実施するよう努めます。</p>

定量的な測定指標						
[主要]	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
政3-3-3-A-1：監査実施割合（単位：％）	目標値	100.0	100.0	100.0 (525)	100.0 (520)	100.0 (516)
	実績値	100.0 (530)	100.0 (530)	100.7 (529)	N.A. (N.A.)	
<p>(注1) 監査計画に対する実績の割合 目標値の（ ）内は年度当初計画の件数 実績値の（ ）内は実績の件数</p> <p>(注2) 平成29年度の実績値は、平成30年6月に確定し、平成29年度の実績評価書に掲載します。</p> <p>(注3) 平成26年度及び27年度の実績値は、最終的な監査計画に対する実施割合としていますが、平成28年度からの実績値は年度当初計画に対する実施割合としています。</p> <p>(出所) 理財局国有財産調整課国有財産監査室調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>国有財産の有効活用を促進するため、国有財産の監査の充実・強化を図っており、現地における深度ある監査を進めています。</p> <p>引き続き、現地における深度ある監査を監査計画に対して100%実施するため、目標値を設定しました。</p>						
今回廃止した測定指標とその理由						
該当なし						
参考指標	該当なし					

施策	政3-3-4：未利用国有地等の有効活用の推進
取組内容	<p>国有財産は国民共有の貴重な財産であるため、売却するだけでなく、地域や社会の要請に応じて有効活用を図ることはとりわけ重要と考えられることから、以下の取組を推進していきます。</p> <p>A 地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を推進する観点から、介護や保育など人々の安心につながる分野で国有財産を積極的に活用するため、未利用国有地の情報提供を行い、地方公共団体等からの要望に応じ、売却に加えて、定期借地制度を利用した貸付けを行います。</p> <p>B 地方公共団体等からの利用要望のない国有地については計画的に一般競争入札を実施します。</p> <p>C 「防災基本計画」を踏まえ、国有地の売却等に当たっては、地方公共団体との連携を通じ、災害応急対策等への備えとして避難場所、避難所、備蓄など防災に関する諸活動の推進に配慮します。</p> <p>D 一定規模以上で、需要が高く、民間事業者による様々な企画提案が期待されるなどの土地については、資産価値の向上やまちづくりの観点から、地区計画活用型一般競争入札（用語集参照）や二段階一般競争入札（用語集参照）の活用も含めて検討し、地方公共団体と連携のうえ、処理方針を決定します。</p> <p>E 売却が困難な財産のうち、無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等において、隣接している土地と交換することで土地の売却が可能な場合には、交換制度の活用を検討します。また、隣接地との境界が未確定となっている財産等に</p>

	<p>ついては、その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付します。</p> <p>F 売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や、売却困難財産及び売れ残り財産については、税外収入の確保に加え管理コストを削減する観点から、一時貸付に係る要望を募るなど、その有効活用を図ることとします。</p> <p>G 売却や貸付けを行うに当たっては、法令等に基づいて明確化された手続に従い、公正、透明な処理を行います。なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底します。また、国有地の取得に関する架空取引話への対策として、財務省ウェブサイト等を通じ、一般に向けた注意喚起とともに、原則一般競争入札で売却することを周知します。</p>
--	---

定量的な測定指標

政 3-3-4-A-1：未利用国有地（財務省所管一般会計所属普通財産）の一般競争入札実施状況 （単位：％）	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
	目標値		— (1, 676)	— (1, 358)	90 以上 (1, 342)	90 以上 (1, 262)
実績値		75.5 (1, 265)	97.3 (1, 322)	99.9 (1, 341)	N. A. (N. A.)	

（注 1）（ ）内は入札件数

（注 2）平成 26 年度の一般競争入札実施件数（実績値）は、前年度以前の不調、不落財産で売却可能性の向上が見込めない財産を入札に付さなかったことから、一般競争入札実施計画件数を大幅に下回っています。これを受け、平成 27 年度以降の一般競争入札実施計画件数については、財産の内容をより精査して設定しています。

（注 3）平成 29 年度の実績値は、平成 30 年 6 月に確定し、平成 29 年度の実績評価書に掲載します。

（出所）理財局国有財産業務課調

（目標値の設定の根拠）

未利用国有地が発生した場合にはまず、地方公共団体等から公的取得等要望を募り、要望がない場合には、一般競争入札に付しているところです。一般競争入札の実施に当たっては、税外収入の確保に努めるため一般競争入札を計画的に実施する必要があるため、過去の実績値を参考に、実施計画に対する実績の割合を目標値として設定しました。

定性的な測定指標

【主要】政 3-3-4-B-1：介護や保育などの人々の安心につながる分野での国有財産の有効活用

（平成 30 年度目標）

地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用の観点から、人々の安心につながる分野で国有財産を積極的に活用することとし、介護施設や保育所等の整備にあたっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて定期借地制度を利用した貸付けを行います。

なお、用地確保が困難な都市部等における介護施設整備を促進するため、定期借地制度による貸付料を 5 割減額するなど、「介護離職ゼロ」に向けた介護施設整備の促進に貢献します。

（目標の設定の根拠）

「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」において、「介護離職ゼロ」に向けた緊急対策として「国有地の更なる活用」が取りまとめられていること、また、「ニッポン一億総活躍プラン」において、「国有地の更なる活用により受け皿の拡大を促進する」とされていること、さらには、「子育て安心プラン」（平成 29 年 6 月公表）において、「未利用国有地の優先的売却や定期借地制度を用いた国有地の貸付けの継続的取組みに加え、都市公園敷地として無償貸付中の国

有地の活用等を図る」とされていることなどから、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を図る必要があるためです。なお、「経済・財政再生計画 改革工程表 2017改定版」において、「国有地の定期借地件数」について、「目標は設定せず、件数をモニターする」とされています。

政3-3-4-B-2：災害応急対策等の備えなど防災に関する諸活動の推進への国有財産の有効活用

(平成30年度目標)

災害応急対策等への備えとして、国有地を活用した避難場所、避難所、備蓄など防災に関する諸活動の推進に配慮します。

(目標の設定の根拠)

「防災基本計画」において、防災に関する諸活動の推進に当たり、国有財産の有効活用を図るとされているためです。

政3-3-4-B-3：地区計画活用型一般競争入札や二段階一般競争入札の活用

(平成30年度目標)

一定規模以上で、需要が高く、民間事業者による様々な企画提案が期待されるなどの土地については、資産価値の向上やまちづくりの観点から、地区計画活用型一般競争入札や二段階一般競争入札の活用も含めて検討し、地方公共団体と連携のうえ、処理方針を決定します。

(目標の設定の根拠)

まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させ、資産価値の向上や地域経済の活性化等の効果を実現するためです。

政3-3-4-B-4：交換制度の活用及び瑕疵等明示売却の実施

(平成30年度目標)

無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等において、隣接している土地と交換することで土地の有効活用が可能な場合には、交換制度を活用します。

また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付します。

(目標の設定の根拠)

現下の厳しい財政状況の下、土地の形状により建物が建てられない財産、隣接地との境界が未確定となっている財産など売却困難事由のある財産について、積極的な処理促進を図る必要があるためです。

政3-3-4-B-5：暫定活用の推進

(平成30年度目標)

売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や売却困難財産及び売れ残り財産について、一時貸付に係る要望を募るなどの有効活用を図ります。

(目標の設定の根拠)

税外収入の確保に加え、国有地の管理コストを削減するためです。

政3-3-4-B-6：売却及び貸付けにかかる公正、透明な処理及び暴力団排除の徹底

(平成30年度目標)

売却や貸付けを行うに当たっては、法令等に基づいて明確化された手続に従い、公正、透明な処理を行います。

なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底します。

また、国有地の取得に関する架空取引話への対策として、財務省ウェブサイト等を通じ、一般に向

けた注意喚起とともに、原則一般競争入札で売却することを周知します。

(目標の設定の根拠)

未利用国有地の売却等について、公用・公共用の利用を優先する考え方を基本としつつ、公正、透明に行う必要があるためです。

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)の施行を受け、普通財産(用語集参照)の管理・処分に係る契約に関し、警察当局と連携した暴力団排除を行うためです。国有地の架空取引話による被害を防止するためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標1 「財務省所管一般会計所属普通財産(土地)の年度別現在額の推移」
- 参考指標2 「未利用国有地の推移」
- 参考指標3 「未利用国有地の状況」
- 参考指標4 「一般競争入札における落札状況」
- 参考指標5 「未利用国有地等(財務省所管一般会計所属普通財産)の売却結果の推移」

施策 政3-3-5：普通財産等(土地、政府保有株式等)の管理・処分の適正かつ迅速な事務処理

取組内容

- A 国有財産は国民共有の貴重な財産であり、その管理処分を適正に行うことが重要です。学校法人森友学園に対する国有地の売却事案について、国会での指摘や会計検査院の検査結果を踏まえ、公共随意契約(以下、「公共随契」といいます。用語集参照)を中心とする国有財産の管理処分手続きについて、一層の適正性の向上に努めるとともに、平成30年度においては、関係する通達を改正するなど手続きの明確化に取り組みます。具体的には、
- a 公共随契による売却や貸付けの処分等価格の決定方法については、国にとってより有利な価格を追求すべく、会計法令に基づき、すべての場合において見積り合せ(相手方から契約希望価格を確認し、国の予定価格以上であるか否かを確認する手続き)を実施します。また、公共随契による売却や貸付けの契約金額については、公表の同意を契約締結の要件とし、すべて公表することにより透明性の向上にも努めます。
 - b 売却価格の客観性を確保するため、特殊な事案は、外部有識者による算定・確認を行うこととします。
 - c 改正された行政文書の管理に関するガイドラインに基づき、意思決定過程等の重要な打ち合わせ記録について、文書の作成・保存の徹底を図り、決裁文書に編綴する資料や契約に関して記載すべき内容を明確化するなど決裁文書を充実します。また、決裁文書の改ざんや応接録の廃棄等は重大な問題であり、二度とこうした事態が起こらないよう、森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査の結果を踏まえて、公文書管理の徹底、電子決裁への移行加速化等や、コンプライアンス、内部統制の総合的な態勢整備など、再発防止に向けた取組を進めます。
- B 未利用国有地の管理(草刈・柵設置・不法投棄物処理・一般競争入札に係る物件調書の作成等)については、外部委託の活用により、費用対効果の観点を踏まえつつ、経費の節減に取り組むとともに、効率的な事務処理を行います。
- C 物納財産などの貸付中財産については、貸付料改定等の機会を捉えて積極的に買受勧奨を

行います。

D 東日本大震災等における被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応していきます。

E 旧里道・旧水路（用語集参照）及び国有畦畔・^{けいはん}脱落地（用語集参照）等についての調査依頼、並びに境界確認に関する申請及び時効取得確認申請などに対しては、関係機関への照会調査や現地確認調査などを的確に行い、適正な事務処理を行います。その結果、誤信使用財産（用語集参照）であることが確認された場合には、使用者の申請により売却等を行います。売却に当たっては、申請書を受理してから売却価格を通知するまでの期間を30日（閉庁日を除く。）以内とするよう努めます。

なお、誤信使用財産については、一層の適正な管理・処分のため、計画的かつ効率的に処理すべく、態様別に分類し、優先順位をつけた計画に基づき、着実に実施します。

F 上記B、C、D及びEに関する事務については、引き続き、包括的な外部委託により、効率的な事務処理を行います。

G このほか、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を推進する観点から、売却等に係る鑑定評価及び合同宿舍の施設改修工事の設計・監理の事務のうち、会計法令に則り国自らが行わなければならない事務を除き、外部委託を行います。

H 国有財産に関する相談、照会に対しては、できる限りその場で回答することとしますが、それが難しい場合は、その理由を示すとともに原則として1週間以内に回答又は途中経過を連絡します。

相談、照会に関する処理について、すべての財務局等において迅速に対応します。

なお、相談に当たっては、できる限り専門用語を避け、平易な言葉を用いつつ、親切・丁寧に応接します。

I 特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等については、「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」（平成28年5月17日公表）に基づき、個別の議案等に対応し、その結果については、財務省ウェブサイトで公表します。

また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により処分が求められている特殊会社の株式については、適切な処分に向けた所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ処分を行います。

J 物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、外部委託の活用等により処分を行います。

定量的な測定指標

政3-3-5-A-1:旧里道・旧水路等の売却事務処理状況（単位：％）	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
目標値		100.0	100.0	82.7以上	82.7以上	83.7
実績値		100.0 (2,059)	100.0 (1,983)	83.7 (2,163)	N.A. (N.A.)	

- (注1) ()内は実績の件数
 (注2) 平成27年度までの目標値及び実績値については、国の責によらずに通知できなかったものを除いた件数となっており、平成28年度から30年度までの目標値及び実績値と異なっています。
 (注3) 平成28年度の実績値については、相手方の資金繰り等により契約時期を指定される等のやむを得ない理由により、売却価格通知を30日（閉庁日を除く）以内にできなかった場合を除いた処理率となっています。
 (注4) 平成29年度の実績値は、平成30年6月に確定し、平成29年度の実績評価書に掲載します。
 (出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

(目標値の設定の根拠)

迅速な事務処理を徹底するため、申請書を受理してから売却価格を通知するまでの期間を30日（閉庁日を除く）以内とし、期限内の処理を図ることとしていますが、財産の個別事情によっては事務処理に時間を要するケースがあることも踏まえ、過去の実績値を参考に目標値を設定しました。

政3-3-5-A-2：国有財産に関する相談、照会の処理状況（1週間以内に回答又は途中経過を連絡した割合）（単位：％）	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
目標値		99 以上	99 以上	99 以上	99.8 以上	99.8以上
実績値		99.8 (10, 470)	99.8 (11, 354)	99.9 (10, 736)	N. A. (N. A.)	

- (注1) ()内は実績の件数
 (注2) 平成29年度の実績値は、平成30年6月に確定し、平成29年度の実績評価書に掲載します。
 (出所) 財務局等からの報告及び理財局国有財産業務課国有財産審理室における処理件数を同室で集計。

(目標値の設定の根拠)

国有財産に関する相談、照会に対して、迅速な対応を行うこととしておりますが、相談、照会の内容によっては調査に時間を要するケースがあることも踏まえ、過去の実績値を参考に目標値を設定しました。

定性的な測定指標**[主要] 政3-3-5-B-1：処分等価格の見積り合せの実施及び契約金額の情報開示の徹底[新]****(平成30年度目標)**

公共随契による売却や貸付けの処分等価格の決定にあたっては、すべての場合において見積り合せを実施します。

また、公共随契による売却や貸付けの契約金額については、公表の同意を契約締結の要件とし、すべて公表します。

(目標の設定の根拠)

国有財産は国民共有の貴重な財産であり、国にとってより有利な価格を追求するとともに、価格を公表することにより透明性の向上を図る必要があるためです。

政3-3-5-B-2：貸付中財産の積極的な買受勧奨の実施**(平成30年度目標)**

物納財産などの貸付中財産については、貸付料改定等の機会を捉えて積極的に買受勧奨を行います。

(目標の設定の根拠)

歳入の確保及び資産の圧縮を図るためです。

政3-3-5-B-3：貸付中財産の東日本大震災等にかかる適切な対応の実施	
(平成30年度目標)	
東日本大震災等における被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応していきます。	
(目標の設定の根拠)	
東日本大震災等における被災地に所在する貸付中の財産にかかる不算入措置などは、被災した貸付相手方への配慮のためです。	
政3-3-5-B-4：国有財産の管理処分事務等の外部委託	
(平成30年度目標)	
国有財産の管理処分事務等については、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を推進する観点から、会計法令に則り国自ら行わなければならない事務を除き、外部委託により実施します。	
(目標の設定の根拠)	
「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）に基づき、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を図るためです。	
政3-3-5-B-5：政府が保有する特殊会社等の株式の管理・処分	
(平成30年度目標)	
特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等については、「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」（平成28年5月17日公表）に基づき、個別の議案等に対応し、その結果については、財務省ウェブサイトで公表します。	
また、処分が求められている特殊会社の株式については、適切な処分に向けた所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、処分を行います。	
(目標の設定の根拠)	
特殊会社等の株式については、国民共有の財産であり、企業価値及び株式価値の向上を図る観点から、適切に株主議決権の行使等を行う必要があること、また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により、処分が求められているためです。	
政3-3-5-B-6：物納株式等の管理・処分	
(平成30年度目標)	
物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、外部委託の活用等により処分を行います。	
(目標の設定の根拠)	
物納株式等については、金銭に代わるものとして納付されたものであり、株式市場の状況等を考慮しつつ、可能な限り速やかに換価する必要があるためです。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「財務省所管普通財産の管理業務の状況」

施策 政3-3-6：国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への早期報告と情報提供の充実

取組内容

A 国有財産増減及び現在額総計算書等については、国有財産法（昭和23年法律第73号）第34条及び第37条の規定に基づき、毎年度、会計検査院の検査を経た上で国会に報告することとしています。

国会への早期報告については、決算について、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会に提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等についても、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成し、11月20日前後に国会報告が可能となるよう努めます。

B 財務省ウェブサイトや国有財産情報公開システムについて、情報内容の充実や利便性の向上に努めます。

具体的には、国有財産行政の透明性を高め、より積極的な説明責任を果たす観点から、最新の国有財産行政を反映した国有財産レポートを作成し、引き続き公表します。

また、国有財産の各種統計や、庁舎・宿舍・未利用国有地等の「国有財産一件別情報」について、毎年1回作成・更新し、引き続き公表するなど内容の充実等に努めます。

C すべての未利用国有地について、引き続き、所在地、数量のほか都市計画法上の制限や図面など国民のニーズに即応した情報の公開に努めるとともに、一般競争入札で売却を予定している財産及びその売却結果等の情報についてタイムリーに公表します。また、国有財産物件情報メールマガジンを配信するなど、積極的な情報提供を行います。

定量的な測定指標

政3-3-6-A-1: 国有財産増減及び現在額総計算書の会計検査院への送付日	年度	26年度 (25年度決算)	27年度 (26年度決算)	28年度 (27年度決算)	29年度 (28年度決算)	30年度 (29年度決算)
	目標値	-	-	28.9月初旬	29.9月初旬	30.9月初旬
	実績値	26.9.2	27.9.1	28.9.2	29.9.1	

(目標値の設定の根拠)

決算について、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等について、会計検査院における検査確認に2か月程度の期間を要していることを考慮し、9月初旬を目標とするものです。

[主要] 政3-3-6-A-2: 国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への報告日	年度	平成26年度 (25年度決算)	27年度 (26年度決算)	28年度 (27年度決算)	29年度 (28年度決算)	30年度 (29年度決算)
	目標値	-	-	28.11.20前後	29.11.20前後	30.11.20前後
	実績値	26.11.18	28.1.8	28.11.18	29.11.21	

(注) 平成26年度国有財産増減及び現在額総計算書等の国会報告が平成28年1月8日となったのは、平成27年11月20日前後に国会が開会されていなかったためです。

(目標値の設定の根拠)

決算について、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等についても、当該要請を踏まえて対応するためです。

定性的な測定指標

政3-3-6-B-1:財務省ウェブサイトにおける情報内容の充実、利便性の向上

(平成30年度目標)

財務省ウェブサイトや国有財産情報公開システムについて、最新の国有財産行政を反映した国有財産レポートや国有財産の各種統計、並びに庁舎・宿舍・未利用国有地等の「国有財産一件別情報」を作成・更新し、引き続き公表するなど情報内容の充実や利便性の向上に努めます。

(目標の設定の根拠)

国有財産行政の透明性を高め、より積極的な説明責任を果たす必要があるためです。

政3-3-6-B-2:未利用国有地の売却情報等の公開・情報発信

(平成30年度目標)

すべての未利用国有地については、財務省ウェブサイトやメールマガジン等を通じて、所在地、数量のほか都市計画法上の制限や図面など国民のニーズに即応した情報の公開に努めるとともに売却予定財産及び売却結果等についてタイムリーに公表します。

(目標の設定の根拠)

未利用国有地に関する情報については、国民の利便性の向上等の観点から積極的に情報提供する必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標 1 「国有財産情報公開システムへのアクセス件数」

○参考指標 2 「国有財産に関する定期的な公表資料の公表状況及び内容の充実」

政策目標に係る予算額	平成27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
(項) 資産債務管理費	2,170,793千円	2,008,713千円	2,005,244千円	1,581,042千円	
(事項) 国有財産の管理及び処分に必要な経費	1,536,603千円	1,522,269千円	1,846,059千円	1,528,795千円	
内 国有財産台帳価格改定時価倍率調査	5,108千円	5,108千円	5,018千円	4,940千円	0014
内 府省共通国有財産総合情報管理システム	1,496,252千円	1,487,339千円	1,811,996千円	1,489,241千円	0015
(事項) 民間資金等を活用した公務員宿舍の維持管理及び運営に必要な経費(公務員宿舍建設等に必要な経費(民間資金等を活用した公務員宿舍の整備、維持管理及び運営に必要な経費を含む))	634,190千円	486,444千円	159,185千円	52,247千円	0016
(項) 公務員宿舍施設費	6,464,500千円	6,206,819千円	6,695,678千円	6,901,029千円	
(事項) 公務員宿舍建設等に必要な経費(公務員宿舍建設等に必要な経費(民間資金等を活用した公務員宿舍の整備、維持管理及び運営に必要な経費を含む))	6,464,500千円	6,206,819千円	6,695,678千円	6,901,029千円	0016

(項) 財務局業務費	14,501,996千円	11,977,938千円	12,078,565千円	12,361,031千円	
(事項) 国有財産の管理及び処分に必要な経費	10,832,782千円	8,726,792千円	8,741,149千円	8,902,683千円	
内 普通財産管理処分経費	8,565,820千円	6,386,307千円	6,322,108千円	6,394,510千円	0018
(事項) 公務員宿舎の維持管理に必要な経費 (公務員宿舎の維持管理に必要な経費)	3,669,214千円	3,251,146千円	3,337,416千円	3,458,348千円	0019
(項) 特定国有財産整備費 (一般会計)	421,047千円	617,346千円	1,311,645千円	2,036,813千円	
(事項) 防衛施設に係る特定施設整備に必要な経費 (特定国有財産の整備 (一般会計))	—	—	—	—	0017
(事項) 一般庁舎等に係る特定施設整備に必要な経費 (特定国有財産の整備 (一般会計))	217,327千円	565,796千円	1,311,645千円	1,802,244千円	0017
(事項) その他の施設に係る特定施設整備に必要な経費 (特定国有財産の整備 (一般会計))	203,720千円	51,550千円	—	234,569千円	0017
(項) 特定国有財産整備費 (財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定)	47,640,313千円	58,973,160千円	27,300,541千円	17,429,552千円	
(事項) 特定施設整備に必要な経費 (特定国有財産の整備 (財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定))	22,396,501千円	38,191,121千円	10,644,350千円	7,777,696千円	0020
(事項) 民間資金等を活用した特定施設整備に必要な経費 (特定国有財産の整備 (財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定))	25,243,812千円	20,782,039千円	16,656,191千円	9,651,856千円	0020
その他	893,859千円	1,610,695千円	1,303,546千円	9,865,827千円	行政事業レビューの対象外
合計	72,092,508千円	81,394,671千円	50,695,219千円	50,175,294千円	

(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 3 - 3に係る予算額を記載しています。

担当部局名	理財局 (国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、政府出資室、国有財産有効活用室、国有財産監査室、国有財産審理室、国有財産情報室)	政策評価実施予定時期	平成31年 6 月
--------------	---	-------------------	-----------